

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	屋久島町商工会（法人番号 4340005004454 ） 屋久島町 （地方公共団体コード 465054 ）
実施期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・管内小規模事業者に対し、災害リスクの認識を促し、事前対策必要性周知 ・発災時における連携の円滑化を図るため、当会と当町間に被害情報方向ルートの構築 ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築 ・災害リスクに応じた共済、保険制度について連携機関と相談会を実施
事業内容	<p>《1. 事前の対策》</p> <p>1) 商工業者に対する災害リスクの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体から担当者派遣等を受け、事業者に対して自然災害等のリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP) や対策について軽減措置を図る。 <p>2) フォローアップ及び事業の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者のBCP 取組状況の確認を行う。 ・毎年度、屋久島町事業継続力強化支援委員会を開催し状況確認や改善点等について協議し、事業の実施状況及び評価・検証を行う。 <p>《2. 発災後の対策》</p> <p>1) 応急対策の実施可否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後2時間以内に職員安否確認する。 ・業務従事の可否、大まかな被害状況等を当会と当町で共有する。 <p>2) 応急対策の方針決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会と当町の間で応急対策を決め、また応急不可時は役割分担し1日以内に情報共有する。 <p>《3. 発災時における指示命令系統・連絡体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。 <p>《4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の開設方法について、屋久島町に相談する。 (当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。) <p>《5. 地区内小規模事業者に対する復興支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め被災小規模事業者に対し支援する。
連絡先	<p>屋久島町商工会宮之浦本所 〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 288-1 電話 0997-42-0159 FAX 0997-42-0605 メール yakushima-s@kashoren.or.jp</p> <p>屋久島町 産業振興課 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20 電話 0997-43-5900 FAX 0997-43-5905 メール nourin@town.yakushima.kagoshima.jp</p>